平成 17 年 10 月 28 日制定

平成 19 年 11 月 10 日一部改定

平成 28 年 10 月 8 日一部改定

日本音楽教育学会国際交流委員会規定

第 1 条　学会会則第 14 条 6 項にもとづき国際交流委員会（以下委員会）をおく。

第 2 条　この委員会は，以下の事項をとり扱う。

（1）　音楽教育に関する外国の資料，研究物の蒐集

（2）　外国の音楽教育関係学会との資料，研究物の交換

（3）　外国の音楽教育関係学会との研究交流

（4）　その他，国際交流の目的達成のために必要な事項

第3条　委員会は，会員の中から選ばれた下記 5 名の委員をもって構成する。

（1）　本学会の専門研究分野を考慮して，理事会が推薦する委員　3 名

（2）　理事の互選による委員　1 名

（3）　常任理事の互選による委員　1 名

第4条　委員は任期を，2 年とし，原則として連続 2 期を越えないものとする。ただし，理事，常任理事の委員は任期を 1 期 3 年として再任できない。

第5条　委員会に委員長および副委員長各 1 名をおき，委員の中からそれぞれ互選する。委員長は委員会を招集し，その議長となる。副委員長は委員長を補佐し，必要に応じてその職務を代行する。

第6条　委員会は，毎年 1 回以上全委員による会議を開き，国際交流に関する事項について協議決定する。

附　則

この規定は，平成28年10月8日から実施する。